

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター内規

2007年10月25日 制定

(設置)

第1条 同志社大学大学院社会学研究科に、社会福祉教育・研究支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、大学院における社会福祉教育及び研究の高度化を図り、福祉各界で活躍する高度専門職業人及び研究者の育成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉教育及び社会福祉に関する研究・調査
- (2) 国際的な「理論・実践循環型」教育システムの構築
- (3) 福祉職場の現役スタッフの生涯学習及び再教育
- (4) 研究に必要な図書・資料、情報の収集、整理及び情報の発信
- (5) 研究会、公開講座及びシンポジウムの開催
- (6) 研究発表、研究成果の公開のためのジャーナル、報告書等の出版
- (7) 国内外の大学、研究機関等との交流
- (8) 福祉に関わる社会・地域貢献活動の実施
- (9) 社会福祉教育及び研究についての外部資金の獲得
- (10) その他必要な事項

(センター長)

第4条 センターには、センター長を置く。

- 2 センター長は、専任教員の中から社会学研究科長の推薦に基づき学長が委嘱する。
- 3 センターには、副センター長及び幹事若干名を置くことができる。
- 4 副センター長及び幹事は、センター長が指名する。

(研究員等)

第5条 センターには、兼担研究員を置く。兼担研究員は、センター長が、専任教員又は客員教員の中から所属機関の承認を得て委嘱する。

- 2 センターには、同志社大学リサーチ・アシスタントに関する申合せに基づきリサーチ・アシスタントを置くことができる。
- 3 センター長は、嘱託講師及び他の大学、研究機関、団体等の研究者を嘱託研究員に委嘱することができる。
- 4 センター長は、研究上必要であると認められるときは、大学院学生を嘱託研究員に委嘱することができる。

(研究員の資格・選考)

第7条 センター長は、研究員の資格、選考等に関わる適切な基準を定め、研究員の氏名を社会学研究科長に届けるものとする。

(客員研究員等)

第8条 センターは、同志社大学客員研究員 (Visiting Scholar) に関する内規に基づき客員研究員を受け入れることができる。

2 センターは、同志社大学研修員に関する内規に基づき研修員を受け入れることができる。

(運営)

第9条 センターの運営を円滑に行うため、センター運営協議会を置く。

2 センター運営協議会は、センター長、副センター長、幹事及びセンター長が兼担研究員又は嘱託研究員から委嘱する者若干名で構成し、センター長が議長となる。

3 センター運営協議会に関する事項は、センター長が別に定める。

(事業費)

第10条 センターの事業費は、同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻、同志社大学社会学部社会福祉学科卒業生等からの寄付金、文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」採択による事業費(補助金及び大学負担額)をもって充てる。

2 センターは、所定の手続きを経て、奨学寄付金、委託研究費及びその他の寄付金を受け入れることができる。

(事業計画、予算、決算等)

第11条 センター長は、年度の始めにおいて、事業計画書及び予算書を作成して、学長に報告しなければならない。

2 センター長は、年度の終わりにおいて、事業経過報告書及び決算書を作成して、学長に報告しなければならない。

(自己点検評価)

第12条 センターは、別に定める評価要項に基づき、自己点検評価を行わなければならない。

(事務)

第13条 センターの事務は、社会学部・社会学研究科事務室が行う。

(改廃)

第14条 この内規の改廃は、社会学研究科委員会の議を経て、大学評議会において決定する。

附 則

この内規は、2007年10月25日から施行する。